

送信日時: 2007年02月26日(月) 11時06分49秒

[公開草案]

「一定の特別目的会社の開示に関する適用指針(案)」

- 法人名 : 野村證券株式会社
 - 部 署 : キャピタル・マーケット部
 - 役 職 : 次長
 - 名 前 : 東 正憲
 - 電話番号 :
 - メールアドレス :
-

■コメント:

開示対象特別目的会社が有価証券届出書を提出したなどの理由により継続開示会社である場合には、当該開示対象特別目的会社との取引状況、会社概要、会社との間で当期に行った主な取引の金額等の詳細は、有価証券届出書及び有価証券報告書で確認できるため、会社がその連結財務諸表で注記すべき内容は、例えば当該開示対象特別目的会社の会社名、取引内容の概略、及び「詳細は・・・をご参照ください。」程度の記載で足りると考えてよい。

更に、P.7第7項のなお書きに、「本適用指針では、開示対象特別目的会社に関する新たな開示を行うこととしているが、このことは、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社の範囲について影響を及ぼすものではない。」と記載されている。しかし、子会社の基準を策定するに際しては、充分かつ適切な開示を行うことができるか否かという要素を加味して頂きたい。例えば上記のように、開示対象特別目的会社が継続開示会社である場合には、前述の連結財務諸表における注記並びに有価証券届出書及び有価証券報告書により、会社の利害関係者が企業集団の状況を判断するに当たって、開示対象特別目的会社も含めた詳細な検討が可能である。従って、「企業集団の状況に関する利害関係者の判断を誤らせるおそれ」も極めて少ないと考えられるからである。

資産流動化法上の特定目的会社に関しては、資産流動化法により業務開始時に内閣総理大臣に対して業務開始届出書及び資産流動化計画の提出が義務付けられており、その後も内閣総理大臣による立入検査、違法行為の是正命令、業務停止命令等が規定され、その他の会社形態をとる特別目的会社と比較すると、その業務は統制の図られたものとなっている。そのため、その開示する計算書類等は、他の会社形態をとる特別目的会社と比較して信憑性が高く、充分かつ適切な開示を行うと信ずるに足りると考えられる。そのため、資産流動化法上の特定目的会社であるか否かという点を子会社の判定基準に加えて頂きたい。